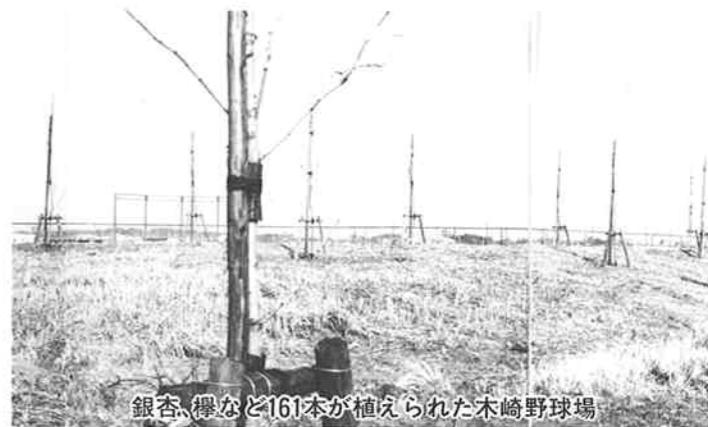


銀杏、欅などを植栽 || 木崎野球場

自治宝くじ助成事業



銀杏、欅など161本が植えられた木崎野球場

財団法人自治総合センターでは、地域的な連帯感に基づいて実施されています。

この助成事業は、宝くじの収益金の一部を活用して行われるもので、今年度は次の二つの事業が市内で実施されました。

木崎野球場植栽事業では、百万円の助成を受け、銀杏や欅など百六十本が植栽されました。

また、自主防災組織育成事業では、二百万円の助成を受け、人工呼吸訓練用人形と市内八十八か所に設置する消火器を購入しました。

人命救助で表彰



武藤 雄 倖さん
(名山・53歳)

名山の武藤雄幸さん（五三歳）が、新潟中央警察署から人命救助で表彰されました。

武藤さんは、一月二十二日、勤務先の新潟大学医療短大の駐車場の乗用車の中で、排気ガスによる一酸化炭素中毒で重体となっていた女性を救出したものです。

警報音が聞こえたら



消防本部では、社会福祉事務所と共にで、ひとり暮らしの老人世帯や寝たきり老人・重度心身障害者が同居している世帯に、火災速知器の取付けを行っています。

これは、体の不自由な人などがいる世帯で、万一火災が発生した場合、家族や付近の人たちがいち早くかけつけ初期消火ができるように、また、体の不自由な人を速やかに避難させられるようにと設置されたもので、昭和四十九年以降市内の四百八十一世帯に設置されています。

速知器の特長は、火災によって部屋の温度が上昇し、概ね摂氏八十四度になると、内蔵されている特殊薬品が反応し、警報音を出す仕組みになっています。

速知器の特長は、火災によって部屋の温度が上昇し、概ね摂氏八十四度になると、内蔵されている特殊薬品が反応し、警報音を出す仕組みになっています。



速知器は3~5年で交換が必要



ます。

警報音は、運動会で使われるピストルの音より大きく「パーン、パーン、パーン」と三回鳴ります。非常に大きな音ですから、熟睡していても目を見ますし、近所にも火災の発生を知らせることができます。

市内では、速知器が実際に作動したケースは、これまで一件もありませんが、全国各地では、この速知器のおかげで「無事避難できた」とか「ボヤで済んだ」という事例が数多くあります。皆さんのお近くのひとり暮らしの老人が同居している世帯から「パーン」という警報音が聞こえたら、すぐにかけて避難の手助けをしてくれます。

市内では、速知器が実際に作動したケースは、これまで一件もありませんが、全国各地では、この速知器のおかげで「無事避難できた」とか「ボヤで済んだ」という事例が数多くあります。皆さんのお近くのひとり暮らしの老人が同居している世帯から「パーン」という警報音が聞こえたら、すぐにかけて避難の手助けをしてくれます。

出場

全 日 本 中 学 生 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル オ ー ル ス タ ー 大 会

日 水 由 紀 さ ん (早 通 中 二 年)



が認められ、十二選手の一人に選ばれました。

日水さんは「選考会では落ちたと思っていたことを聞いて、とても嬉しかつたです。自分のバスケットをして全国の人負けないよう、力一杯頑張りました」と話していました。

身長が一六〇センチメートルと選抜チームの中では二番目に低い選手です

来月二十八日から三日間、東京の代々木第一体育館などで行われる全日本中学生バスケットボールオールスター大会（関東八都県と東北、東海、北信越の各ブロックから選抜された男・女各十二チーム）に、日水由紀さん（早通中学校・二年生）が新潟選抜女子チームの選手として出場します。

各地区から推薦を受けた三十一人の選考会で、ガツツとバスケットセンス

が、大会での活躍が期待されます。

具体的な手当額の例

18歳

	○ 10歳	○ 15歳	○ 10歳	○ 10歳
	○ 5歳	● 5歳	○ 5歳	● 5歳
手当額	2,500円	5,000円	7,500円	10,000円

③印鑑

相談室

質問

先日、二人目の子供

子供が生まれました。児童手当が二人目から受給できると聞きましたが

手続きはどうすればよいでしょうか。

答え

児童手当は一人目の子供

さんから支給されますが、申請が必要です。支給される児童手当の金額は二人目の場合、月額二、五〇〇円です。

なお、請求者の前年の所得が別表の金額を超えると支給されません。

申請手続き等は次のとおりです。

○申請先 社会福祉事務所（市役所一階七番の窓口）

○必要なもの

①認定請求書

②年金加入証明書：厚生年金等加入者（国民年金加入者は不要）

③印鑑

④振込口座の通帳：市内の金融機関で請求者名義のものに限る（郵便局は除く）

⑤所得証明：昭和63年1月2日以後に転入された方

①と②の用紙は社会福祉事務所と各出張所にあります。

○受給要件

二人目の子どもについては、月額二、五〇〇円、三人目以降の子どもについても月額五、〇〇〇円が義務教育就学まで受給できます。

○手当額

義務教育就学前（小学校入学前）の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。

○所得制限限度額表

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0	134.4万円	334.5万円
1	164.4	364.5
2	194.4	394.5
3	224.4	424.5
4	254.4	454.5
5	284.4	484.5
6人以上	1人増すごとに30万円加算	

※特例給付とは、児童手当の所得要件にあてはまらない被用者（厚生年金等加入者）に適用します。